

告示第519号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年12月13日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート尾道

所在地 尾道市新浜二丁目5917番地19外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 イズミ尾道店

所在地 尾道市新浜二丁目5917番地19外

(変更後) 名称 ゆめマート尾道

所在地 尾道市新浜二丁目5917番地19外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者		住所
	役職	氏名	
株式会社イズミ	代表取締役社長	山西 泰明	広島市南区京橋町2番22号
泉谷 孝道		泉谷 孝道	尾道市久保一丁目8番17号

(変更後)

小売業者名	代表者		住所
	役職	氏名	
株式会社イズミ	代表取締役社長	山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
泉谷 孝道		泉谷 孝道	尾道市久保一丁目8番17号

3 大規模小売店舗の変更をする日

(1) 平成25年12月1日

(2) 平成25年11月25日

4 変更する理由

(1) 会社方針のため

(2) 小売業者の所在地変更のため

- 5 届出年月日
平成25年12月11日
- 6 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
- 7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
平成25年12月13日から平成26年4月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 8 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
平成26年4月12日
 - (2) 提出先
尾道市産業部商工課